市民意見の募集結果

小田原市子ども・子育て支援事業計画の改正案に対する市民意見の 募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する		
	基準を定める条例施行規則の一部改正		
政策等の案の公表の日	令和元年 5月15日(水)		
意見提出期間	令和元年 5月15日(水)から		
	令和元年 6月13日(木)まで		
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ)		

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	3件 (2人)
	インターネット	2 人
	ファクシミリ	0 人
	郵送	0 人
	直接持参	0 人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次の とおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
С	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他 (質問など)	3

〈具体的な内容〉

市が判断・確認する基準に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	市の判断基準はどう定め	D	国から通知された「家庭的保育事業等
	られるのか。		の設備及び運営に関する基準の運用上
			の取扱いについて」の内容も踏まえ、
			判断してまいります。
2	卒園後の受け皿を確保し	D	市が事業の認可を行うにあたり、連携
	たと市が確認する基準は		施設の有無と連携内容を記載した覚書
	決められているのか。		等の提出を求めております。その上で
			連携先の開所時間や保育日数に加え、
			実施事業の内容も確認し判断しており
			ます。

保育所等の入所に関すること

1	今回の緩和により、連携	D	本市においては現時点で全ての事業者
	先の無い保育施設が設置		に連携施設が確保されており、今後も
	されることで、3歳以上		適切に確保が進むよう、市が仲介する
	児の保育園の入園がより		などの調整を行います。
	困難な状況になるのでは		また、0-2歳児の定員増のみならず
	ないか。		ニーズに応じて3歳以上児の定員拡大
			にも努めております。

4 提出意見と関係なく変更した点

特になし